

令和 3 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 3 月 2 3 日

担当部・課：健康部包括ケア推進室〔内線 2 5 7 2〕

|  |
|--|
| ① 件 名  |
| 石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しについて  |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）  |
| <p>【背景】</p> <p>平成 2 7 年度の介護保険法改正により、市町村が実施する事業として在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、令和 2 年度に石巻市在宅医療・介護連携等推進会議を設置した。</p> <p>今般、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、在宅医療・介護連携推進事業の見直しがなされた。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しを行い、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性  |
| <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）<br/> 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令 3 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち<br/> 第 5 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現<br/> 2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する</p>  |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）   |
| <p>平成 2 7 年 4 月 介護保険法改正により、地域支援事業における包括的支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられた。</p> <p>令和 2 年 1 月 石巻市地域包括ケア推進協議会規約を一部改正し、「多職種連携・在宅医療（ケア）体制構築検討部会」を「在宅医療・介護連携等推進会議」として市の会議体に位置付けた。</p> <p>3 月 石巻市在宅医療・介護連携等推進会議設置要綱制定</p> <p>1 0 月 介護保険法施行規則の一部改正により、在宅医療・介護連携推進事業に関する見直しがなされた（令和 3 年 4 月 1 日施行）</p>                                |

|   |               |        |                |        |                |        |                     |        |
|---|---------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|---------------------|--------|
| <p><b>⑤ 主な内容</b></p> <p>国の実施要綱に基づき、石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しを図る。</p> <p>(所掌事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療・介護の資源の把握及び活用に関する事。</li> <li>(2) 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策の検討に関する事。</li> <li><u>(3) 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築推進に関する事。(削除)</u></li> <li>(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関する事。</li> <li>(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事。</li> <li>(6) 医療・介護関係者に対する研修の実施に関する事。</li> <li>(7) 地域住民への普及啓発に関する事。</li> <li><u>(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携に関する事。(削除)</u></li> <li>(9) 認知症初期集中支援に関する事。</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携等のために必要な事項</li> </ol> <p>(改正理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 取組全般に関わっているため削除</li> <li>(8) 県主体の事業であるため削除</li> </ol> |               |        |                |        |                |        |                     |        |
| <p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b><br/>地域の実情に合った在宅医療と介護の連携が推進される。</p> <p><b>【市財政への負担】</b><br/>事業費 1, 181千円<br/>(財源) 令和4年度介護保険事業特別会計</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(国負担割合 38.5%)</td> <td>455千円)</td> </tr> <tr> <td>(県負担割合 19.25%)</td> <td>227千円)</td> </tr> <tr> <td>(市負担割合 19.25%)</td> <td>227千円)</td> </tr> <tr> <td>(第1号被保険者負担割合 23.0%)</td> <td>272千円)</td> </tr> </table>  | (国負担割合 38.5%) | 455千円) | (県負担割合 19.25%) | 227千円) | (市負担割合 19.25%) | 227千円) | (第1号被保険者負担割合 23.0%) | 272千円) |
| (国負担割合 38.5%)   | 455千円)        |        |                |        |                |        |                     |        |
| (県負担割合 19.25%)  | 227千円)        |        |                |        |                |        |                     |        |
| (市負担割合 19.25%)  | 227千円)        |        |                |        |                |        |                     |        |
| (第1号被保険者負担割合 23.0%)   | 272千円)        |        |                |        |                |        |                     |        |
| <p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p>在宅医療・介護連携事業は必須事業だが、会議体は任意設置。</p>  |               |        |                |        |                |        |                     |        |
| <p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>令和4年3月 石巻市在宅医療・介護連携等推進会議設置要綱の一部改正<br/>(施行予定年月日：令和4年4月1日)</p>  |               |        |                |        |                |        |                     |        |
| <p><b>⑨ その他</b></p>   |               |        |                |        |                |        |                     |        |